

固定資産税の充当の取扱い

— 行政改善推進会議の意見を踏まえた参考連絡 —

総務省東北管区行政評価局は、以下の行政相談に係る固定資産税の充当の取扱いについて、東北管区行政評価局行政改善推進会議において民間有識者から聴取した意見を踏まえ、令和8年3月26日、東北6県及び同県の市町村に対して参考連絡しました。

行政相談要旨

固定資産税の第2期分を支払う際に、納付書をよく確認せずに誤って第4期分を支払ってしまった（※）。

金額が大きいため、役所の担当部署に第4期分として支払ったものを第2期分に充当してほしいとお願いしたが、充当を認めてもらえず、第2期分を別途、支払うようにとのことであった。

経済的な事情により、すぐに第2期分の固定資産税を支払うことができないため、固定資産税の充当を認めてほしい。

※ 固定資産税は、年4回に分けて納付し、納期は市町村の条例で定めている（例：各期の月初めから月末、各期の15日から月末など）。

調査結果

- 調査対象32市町に対し、誤納された固定資産税の充当に係る個別対応の可否について聴取したところ、
 - ・「納税義務者の申出に応じた充当を行っている」とした市町は17市町
 - ・予納とみなすなどとして「納税義務者の申出に応じた充当を行っていない」とした市町は15市町
- 総務省自治税務局に確認したところ、予納申出のない納期到来前の納付は誤納として扱い、誤納金として充当することは可能との見解であったが、必ずしも現場に浸透していない実態が判明

行政改善推進会議の主な意見

- ◎ 東北管内における固定資産税の納期前の納付及び充当の取扱い状況並びに総務省自治税務局の見解について、東北管内の市町村に周知してはどうか。
- ◎ 当該事務が自治事務であるとしても、国は地方公共団体に対して統一的な見解を示すなどして、もっと前向きに是正を求めていくべきではないか。
- ◎ 国は地方税全般（公租公課を含む。）についても、過誤納の定義、充当の取扱い等に係る統一的な見解を示すべきではないか。

行政改善推進会議の意見を踏まえた参考連絡

東北管内における固定資産税の納期前の納付及び充当の取扱い状況並びに総務省自治税務局の見解は、市町村の行政運営上の参考になると考えられるため、東北6県及び同県の市町村に対して参考連絡するとともに、同省自治税務局に東北管内の実態及び国への意見要望を情報提供する。

【本件照会先】東北管区行政評価局
担当：首席行政相談官室 星、土屋、工藤
電話：022-262-7840